

## 水戸市といばらきコープ生活協同組合との包括連携協力に関する協定書

水戸市（以下「市」という。）といばらきコープ生活協同組合（以下「いばらきコープ」という。）とは、次の条項により協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、市といばらきコープとの連携及び協力により、それぞれの人的・物的資源を活用し、地域の発展と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携及び協力する事項）

第2条 市及びいばらきコープは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- （1）安全・安心な暮らしに関すること。
- （2）健康都市づくりに関すること。
- （3）子育て・教育に関すること。
- （4）環境対策に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市及びいばらきコープが必要と認める事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、市及びいばらきコープが協議の上、別に定めるものとする。

### （守秘義務）

第3条 市及びいばらきコープは、この協定に基づく取組の実施に際して知り得た情報を第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に他の当事者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定成立の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間が満了する1月前までに、市又はいばらきコープが何らの申出をしないときは、協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関して疑義が生じたときは、市及びいばらきコープが協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及びいばらきコープが記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月10日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号  
水戸市  
水戸市長 高橋 靖

茨城県小美玉市西郷地1703番地  
いばらきコープ生活協同組合  
代表理事理事長 柴崎 敏 男